

令和7年度愛媛地方最低賃金審議会第2回愛媛県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和7年8月19日（火）午前9時58分～午前11時53分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3名	定数 3名
	労働者代表委員	出席 3名	定数 3名
	使用者代表委員	出席 3名	定数 3名
主要議題	1 金額審議 2 その他		
<p>議事要旨</p> <p>本会議は《公開・非公開》 {但し、二者間の金額審議は非公開}</p> <p><b>1 金額審議</b></p> <p>(1) 労働者側の主張（2回目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 物価上昇に賃上げが追い付いておらず、生活が苦しい状況が続いている状況を解消するためにも、2年連続で5%を超える愛媛の春闘妥結結果となった賃上げを愛媛の労組未組織の事業所で働く労働者へも波及させる必要がある。</li> <li>○ 県内の実質支払われている賃金は、1時間1,000円を超えている。</li> <li>○ 最低賃金近傍で働く労働者が多い業種は、卸売・小売・宿泊・飲食等のサービス業が半数以上を占めており、ここを上げれば、苦しい生活は解消される。</li> <li>○ 物価高や最低賃金引上げを経ても企業水準は高水準で推移しているが、労働分配率は逆に下がっており、使用者側がいう防衛的賃上げというものでは、賃金が低ければ人材確保が難しく、人手不足で事業が成り立たないと思う。</li> <li>○ 愛媛県から賃金が高い地域への人材流出は、今も続いており、それを解消するためには、やはり地域間格差の解消が必要である。</li> <li>○ 以上の主張を踏まえ、連合愛媛春闘結果16,176円を毎月労働時間142.3時間に換算すると114円となり、これから定期昇給分概算1.5%を差し引くと、10.4%となり、愛媛県最低賃金956円を10.4%引上げると99円になるので、現行の愛媛県最低賃金から99円引き上げた1,055円（引上げ率10.36%）を提示する。</li> </ul> <p>(2) 使用者側の主張（2回目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引上げ額42円（引上げ率4.39%）の998円を提示する。</li> <li>○ その根拠として、経団連（中小企業）の春闘賃上げ妥結状況の伸び率4.35%を適用しており、<math>956円 \times 4.35\% = 41.95円</math>、四捨五入で42円とした。</li> <li>○ これは春闘の結果なので、最低賃金近傍だけでなく、時間単価の高い労働者も含まれていて、伸び高や伸び率もより高い数字にはなると思う。ただ、紛れもない賃上げ率であり、企業の支払能力を超える過度の引上げを避けるという観点からは、現実的に出た数字であると思われる。</li> <li>○ また、生計費の観点から見ても、昨年10月から今年5月までの平均消費者物価指数の対前年伸び率は3.9%であり、これよりも高い賃上げ率になっている。中央最低賃金審議会が出している意見の中には、極一部の品目を作為的に出して、非常に</li> </ul>			

高い伸び率を話題にしているが、賃金は特定の品目のみ支払うものではなく、トータルの生活費として支払われるものである。

- 今回の提示は平均物価指数よりも若干は上回っているし、愛媛県の5月時点での消費者物価指数3.4%を上回っており、生計費の観点からもそれなりに対応していると思われる。
- (3) 部会長より、双方の提示額に隔たりがあるとして、各側委員に対し、結審に向けた歩み寄りを促す。
- (4) 労働者側の主張（3回目）
  - 労働者の生計費は、最低賃金を決める上で、大切な要素なので、この審議会の中でも最重視すべきである。
  - 現在の最低賃金では、物価高の現状で生活できないことは明白なので、上げていく必要がある。連合リビングウェイジの金額でも、生活していくぎりぎりの下限の金額だと考えている。
  - 企業の支払能力を無視するつもりはないが、やはり生計費を重視して最低賃金を決めるべきである。
  - 結審に向けた歩み寄りとして、連合リビングウェイジ額 1,120 円を2年で達成すると仮定して、連合リビングウェイジ額 1,120 円と現行の愛媛県最低賃金 956 円の差額  $164 \text{ 円} \div 2 = 82 \text{ 円}$ （引上げ率 8.58%）の引上げ額 1,038 円を提示する。
- (5) 使用者側の主張（3回目）
  - 結審に向けた歩み寄りとして、引上げ額 57 円（引上げ率 5.96%）の 1,013 円を提示する。
  - 実際の賃金引上げ率に基づく議論が必要ではあるものの、中央最低賃金審議会の目安の伸び率 6.0%を基準として検討することが適当であると考えられる、との記述を踏まえたものである。
  - $956 \text{ 円} \times 6.0\% = 57.36 \text{ 円}$ を四捨五入し、57 円とした。
  - なお、この提示額による影響率は愛媛県で 27.48%と3割近くに影響を及ぼす。昨年非常に衝撃を与えた影響率 24.3%を超えており、使用者からは非常に不満が出たが、それ以上に今年は使用者の不満が増大していることにご留意願いたい。
- (6) 審議結果  
依然として労使各側委員の提示額に隔たりがあることから、部会長は、各側委員に対し次回結審に向けて歩み寄りを促し、審議を終了した。

## 2 その他

事務局から、今後の審議日程について説明を行った。

以上